

処 分 基 準

平成 2 9 年 4 月 2 0 日 作成

法 令 名 : 警備業法
根 拠 条 項 : 第 4 2 条 第 3 項 において 準用 する 第 2 2 条 第 7 項
処 分 の 概 要 : 機 械 警 備 業 務 管 理 者 資 格 者 証 の 返 納 命 令
原 権 者 (委 任 先) : 徳 島 県 公 安 委 員 会
法 令 の 定 め : 警 備 業 法 第 3 条 第 1 号 ~ 第 6 号 等 (警 備 業 の 要 件) 、 第 4 2 条 第 2 項 (機 械 警 備 業 務 管 理 者 資 格 者 証 の 交 付)
処 分 基 準 : 警 備 業 法 第 4 2 条 第 3 項 において 準用 する 同 法 第 2 2 条 第 7 項 各 号 に 該 当 し 、 機 械 警 備 業 務 管 理 者 と し て 不 適 当 で あり と 認 め ら れ る 場 合 に は 資 格 者 証 の 返 納 を 命 ず る こ と と す る 。 こ こ で 、 同 項 第 3 号 に 基 づ い て 資 格 者 証 の 返 納 を 命 ず る 場 合 と は 、 故 意 に よ る 警 備 業 務 用 機 械 装 置 の 運 用 計 画 又 は 指 令 業 務 に 関 す る 基 準 の 作 成 懈 怠 、 偽 り の 計 画 等 の 作 成 、 明 ら か に 違 法 な 指 令 業 務 の 指 導 、 故 意 に よ る 長 期 の 監 督 又 は 指 導 の 懈 怠 等 そ の 態 様 、 動 機 等 が 悪 質 な 法 令 違 反 を 犯 し た 場 合 を い う も の と す る 。
問 い 合 わ せ 先 : 徳 島 県 警 察 本 部 生 活 安 全 企 画 課 (電 話 代 表 0 8 8 - 6 2 2 - 3 1 0 1)
備 考 :